

# 毎月勤労統計調査の概要

## 1 調査の沿革

「毎月勤労統計調査」の起源は古く、大正12年7月内務省社会局で調査が開始された「職工賃銀毎月調査」及び「鉱夫賃銀毎月調査」を母体とし、その後幾多の変遷と改正を経ているが、現在の名称に改められたのは、勤労統計調査令が公布された昭和19年7月であった。

その後数次にわたる改正があり、昭和26年4月には、所管も労働省（現在の厚生労働省）に全面移管されるとともに、従来全国調査のみであったこの調査に、都道府県労働基準局で行っていた都道府県別の「毎月賃金統計調査」が、「毎月勤労統計調査地方調査」として吸収され、全国・地方を通じて一貫した方法により、賃金、労働時間及び雇用の動きを把握できるようになった。

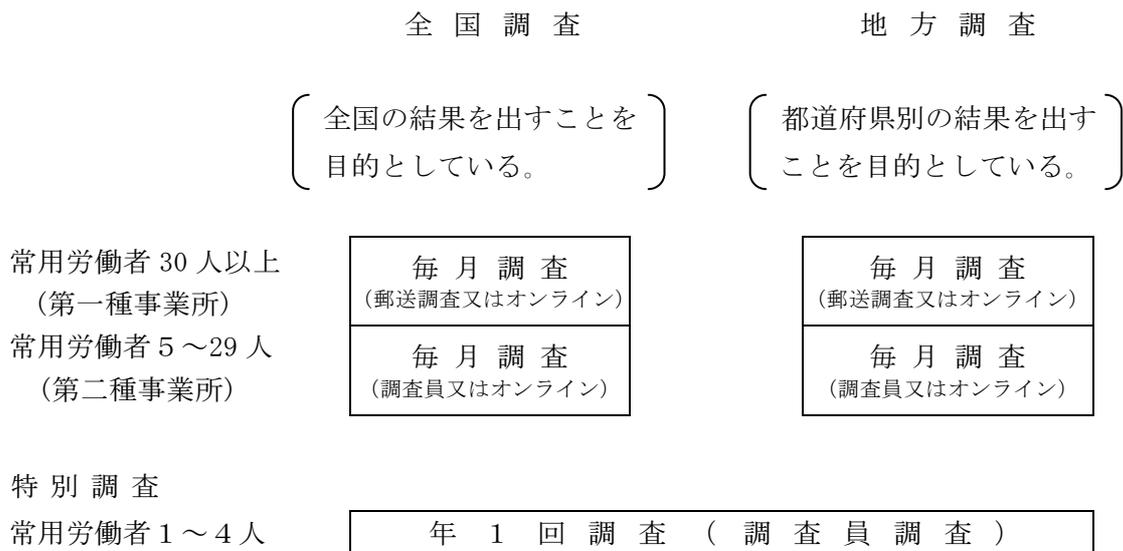
昭和32年7月には、従来30人以上だった調査対象の規模を広げ、5～29人規模の事業所については全国乙調査を1～4人規模の事業所については年1回「特別調査」を実施することとし、従来の全国調査については全国甲調査として調査体系の整備が行われた。その後、昭和55年7月には特別調査の規模が1～29人に拡充された。

平成2年1月には、サービス経済化の進行及び小規模事業所の増加に伴い、毎月勤労統計調査の中核たる全国甲調査及び地方調査のカバー率が大幅に減少し、統計数値としての代表性が低下してきたため改正がなされた。

この改正により、「全国調査」は甲調査と乙調査が統合され、5人以上規模事業所を対象とすることとなり、「地方調査」は、調査対象の事業所規模が従来の30人以上から全国調査と同じ5人以上となった。これにより「特別調査」の調査対象が1～4人の事業所のみとなった。

平成5年1月からは、昨今増大しつつあり調査結果に無視し得ない影響を与えるパートタイム労働者についても、賃金・労働時間を調査するようになった。

現在の調査体系は、次のとおりである。



## 2 調査の概要

### (1) 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であり、「地方調査」は賃金、労働時間及び雇用について、本県における毎月の変動を明らかにすることを、「特別調査」は全国調査及び地方調査を補完することを目的としている。

### (2) 調査の対象

日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）の各産業を対象に、「地方調査」は、常時5人以上の常用労働者を雇用する民営、官営及び公営の事業所のうち厚生労働大臣が指定する約900事業所について、「特別調査」は、平成25年7月31日現在1～4人の常用労働者を雇用する事業所のうち厚生労働大臣が指定する一定の地域に所在する約500事業所について調査を行った。

### (3) 調査期日

#### ① 地方調査（5人以上規模事業所）

毎月末日現在（給与締切日の定めがある場合は、毎月最終給与締切日現在）。

#### ② 特別調査（1～4人規模事業所）

平成25年7月31日現在（給与締切日の定めがある場合は、7月の最終給与締切日現在）。ただし、特別に支払われた給与（特別給与）については、平成24年8月1日から平成25年7月31日までの期間。

### (4) 調査対象事業所又は標本調査区の抽出方法

#### ① 地方調査

標本設計は、産業別、規模別の常用労働者1人平均「きまって支給する給与」の標本誤差を一定限度内とすることに主眼が置かれている。その目標精度は、30人以上規模で、製造業は標本誤差率3%、その他の産業大分類は5%となっている。

調査対象事業所の抽出方法は、次のとおりである。

#### ア 30人以上規模事業所（第一種事業所）

経済センサスの結果に基づき、事業所全数名簿を作成し、これを産業、規模別に区分し、所定の抽出率（別表）により無作為に抽出している。（事業所抽出）

直近では平成24年1月に平成21年実施の経済センサス - 基礎調査に基づき抽出替えを実施し、調査期間は約3年間（37か月）となっている。

#### イ 5～29人規模事業所（第二種事業所）

経済センサスの基本調査区を数個ずつ統合した「毎勤第二種基本調査区」を設定し、そのうち42調査区を抽出し、調査区内の5～29人規模の全事業所の名簿を作成する。

その名簿から産業別に所定の抽出率により無作為に1調査区あたり約10事業所の合計約420事業所を抽出する層化2段階抽出法（調査区及び事業所抽出）により抽出している。

調査期間は原則として18か月であるが、標本事業所の交代は一斉に行うのではなく、調査区を3組に分けて、6か月ごとに3分の1ずつ交代する方式（ローテーション方式）をとっている。

② 特別調査（1～4人規模事業所）

調査区として一定の範囲を抽出する、いわゆる集落抽出法を採っている。調査産業計における常用労働者1人平均「きまって支給する給与」の標準誤差率を5%以内とすることを主眼として標本設計が行われており、その方法は次のとおりである。

経済センサスの基本調査区を数個ずつ統合して、「毎勤特別基本調査区」を設定し、これを母集団とし、所定の抽出率により層化抽出された47調査区について、その地域内にある調査産業に属する平成25年7月31日現在の常用労働者が1～4人である事業所全部が調査対象になっている。（調査区抽出（層化1段抽出法））

別 表 調 査 事 業 所 の 抽 出 率

産 業	抽 出 率				
	500人以上	100～499人		30～99人	
		全国調査	地方調査	全国調査	地方調査
C 鉱業，砕石業，砂利採取業	1	1	1	1/2	1
D 建設業	1	1/36	1/18	1/192	1/96
E 製造業					
〃 09,10 食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業	1	1/12	1/4	1/96	1/24
〃 11 繊維工業	1	1/4	1/2	1/24	1/8
〃 12 木材・木製品製造業	1	1/4	1/4	1/18	1/9
〃 13 家具・装備品製造業	1	1/4	1/2	1/12	1/6
〃 14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1/16	1/2	1/24	1/4
〃 15 印刷・関連連産業	1	1/16	1/4	1/36	1/12
〃 16,17 化学工業，石油製品・石炭製品製造業	1	1/24	1/4	1/48	1/12
〃 18 プラスチック製品製造業	1	1/8	1/4	1/36	1/9
〃 19 ゴム製品製造業	1	1/8	1/4	1/16	1/8
〃 21 窯業・土石製品製造業	1	1/12	1/2	1/36	1/6
〃 22 鉄鋼製造業	1	1/12	1/4	1/36	1/18
〃 23 非鉄金属製造業	1	1/12	1/4	1/18	1/3
〃 24 金属製品製造業	1	1/24	1/12	1/96	1/24
〃 25 はん用機械器具製造業	1	1/16	1/8	1/144	1/36
〃 26 生産用機械器具製造業	1	1/48	1/16	1/96	1/32
〃 27 業務用機械器具製造業	1	1/8	1/2	1/16	1/2
〃 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	1/18	1/3	1/12	1/2
〃 29 電気機械器具製造業	1	1/16	1/4	1/24	1/4
〃 30 情報通信機械器具製造業	1	1/8	1	1/8	1/2
〃 31 輸送用機械器具製造業	1	1/18	1/18	1/48	1/24
〃 32,20 その他の製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業	1	1/8	1/4	1/16	1/4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	1/72	1/12	1/24	1/12
G 情報通信業	1	1/12	1/4	1/72	1/24
H 運輸業，郵便業	1	1/24	1/12	1/144	1/72
I 卸売業，小売業					
〃 50～55 卸売業	1	1/24	1/12	1/96	1/48
〃 56～61 小売業	1	1/18	1/9	1/72	1/36
J 金融業，保険業	1	1/12	1/4	1/48	1/16
K 不動産業，物品賃貸業	1	1/4	1	1/12	1/6
L 学術研究，専門・技術サービス業	1	1/18	1/9	1/48	1/24
M 宿泊業，飲食サービス業，娯楽業					
〃 75 宿泊業	1	1/18	1/6	1/36	1/12
〃 76,77 飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業	1	1/2	1	1/48	1/16
N 生活関連サービス業，娯楽業	1	1/4	1/2	1/48	1/24
O 教育，学習支援業	1	1/16	1/8	1/256	1/256
P 医療，福祉					
〃 83 医療業	1	1/192	1/96	1/144	1/48
〃 84,85 保健衛生，社会保険・社会福祉・介護事業	1	1/8	1/4	1/256	1/256
Q 複合サービス事業	1	1/8	1/4	1/72	1/24
R サービス業（他に分類されないもの）					
〃 91 職業紹介，労働者派遣業	1	1/24	1/12	1/24	1/12
〃 92 その他の事業サービス業	1	1/16	1/8	1/48	1/16
〃 88～90, 93～95 廃棄物処理業，自動車整備等	1	1/12	1/6	1/36	1/18

(注) 産業は日本標準産業分類（平成19年11月改訂）

### 3 地方調査の集計方法

#### (1) 実数集計

事業所から提出された調査票を本県において集計し、産業別、規模別及び性別に母集団に還元したものである。

注) 調査事業所が少ない産業(例えば、鉱業)については、秘密保護のため公表していないが、上位分類(例えば、調査産業計)の数値には含まれている。

#### ア 月例分の実数集計

調査票を積み上げた数値と母集団労働者数(前月分の当該単位集計産業、事業所規模の本調査期間末常用調査期間末労働者数)を用いて、次により算出する。

集 計 事 項	集 計 方 法	小数点 以下桁数
雇 用		
① 前調査期間末常用労働者数	サマリーそのもの	0
② 調査期間中の増加常用労働者数	サマリーそのもの	0
③ " 減少常用労働者数	サマリーそのもの	0
④ 本調査期間末常用労働者数	①+②-③	0
⑤ パートタイム労働者数	サマリーそのもの	0
⑥ パートタイム労働者比率	⑤÷④×100(%)	1
労働時間		
⑦ 常用労働者1人平均月間出勤日数	サマリー×2÷(①+④)	1
⑧ " 総実労働時間数	⑨+⑩	1
⑨ " 所定内労働時間数	サマリー×2÷(①+④)	1
⑩ " 所定外労働時間数	サマリー×2÷(①+④)	1
賃 金		
⑪ 常用労働者1人平均月間現金給与総額	⑫+⑮	0
⑫ " きまって支給する給与	サマリー×2000÷(①+④)	0
⑬ " 所定内給与(男女計)	⑫-⑭	0
⑭ " 超過労働給与(男女計)	サマリー×2000÷(①+④)	0
⑮ " 特別に支払われた給与	サマリー×2000÷(①+④)	0

- 注) 1 サマリーとは、産業、事業所規模及び性別ごとに、調査票を積み上げた数値に推計比率を乗じたものをいう。
- 2 推計比率は、母集団労働者数を、調査票の前調査期間末常用労働者数(男女計)を積み上げた数値で除することにより、小数点以下第7位まで求める。
- 3 小数点以下桁数は、四捨五入により丸めて求める。
- 4 集計方法における①②等は、集計事項の①②等を示す。

## イ 年平均実数集計

各調査項目について、1月～12月の月次サマリーを合計した年累計サマリーを用いて、次に示した集計方法より算出する。

集 計 事 項	集 計 方 法	小数点 以下桁数
<b>雇 用</b>		
① 前調査期間末常用労働者数	年累計サマリー÷12	0
② 調査期間中の増加常用労働者数	年累計サマリー÷12	0
③ " 減少常用労働者数	年累計サマリー÷12	0
④ 本調査期間末常用労働者数	①+②-③	0
⑤ パートタイム労働者数	年累計サマリー÷12	0
⑥ パートタイム労働者比率	⑤÷④×100(%)	1
<b>労働時間</b>		
⑦ 常用労働者1人平均月間出勤日数	年累計サマリー×2÷(①'+④')	1
⑧ " 総実労働時間数	⑨+⑩	1
⑨ " 所定内労働時間数	年累計サマリー×2÷(①'+④')	1
⑩ " 所定外労働時間数	年累計サマリー×2÷(①'+④')	1
<b>賃 金</b>		
⑪ 常用労働者1人平均月間現金給与総額	⑫+⑮	0
⑫ " きまって支給する給与	サマリー×2000÷(①'+④')	0
⑬ " 所定内給与(男女計)	⑫-⑭	0
⑭ " 超過労働給与(男女計)	サマリー×2000÷(①'+④')	0
⑮ " 特別に支払われた給与	サマリー×2000÷(①'+④')	0

- 注) 1 小数点以下桁数は、四捨五入により丸めて求める。  
 2 集計方法における①②等は、集計事項の①②等を示す。  
 3 ①'④'は、それぞれ前調査期間末常用労働者数、本調査期間末常用労働者数の年累計サマリー(12で除す前の数値)を示す。

## (2) 指数の作成

平成22年平均を基準数値として、次の指数を作成している。

### ① 月次指数の作成

次の式を用いて、四捨五入して小数点以下第1位まで算出した。

$$\text{月次指数} = \frac{\text{月次の調査結果の実数}}{\text{基 準 数 値}} \times 100$$

また、実質賃金指数は、現金給与総額指数又はきまって支給する給与指数を「広島市消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)」で除して100倍し、四捨五入して小数点以下第1位まで算出した。

「月次指数」と「月次の調査結果の実数」との関係は、次のとおりである。

月次指数	月次の調査結果の実数
現金給与総額指数	常用労働者1人平均月間現金給与総額
きまって支給する給与指数	〃 きまって支給する給与額
所定内給与指数	〃 所定内給与額
総実労働時間指数	〃 総実労働時間数
所定内労働時間指数	〃 所定内労働時間数
所定外労働時間指数	〃 所定外労働時間数
常用雇用指数	本調査期間末推計常用労働者数

## ② 年平均指数の作成

月次指数を12か月単純平均し、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで算出した。ただし、実質賃金指数は、現金給与総額指数又は定期給与指数の年平均値を、広島市消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の年平均値（それぞれ四捨五入して小数点以下第1位までの数値）で除して100倍し、四捨五入して小数点以下第1位まで算出した。

## ③ 基準数値

基準年の実数を、指数と同様の方法（ギャップ修正と同様の方法）で修正した修正実数を12か月単純平均した数値のことである。

## (3) 増減率の作成

指数を用いて、四捨五入して小数点以下第1位まで計算した。ただし、指数を作成していないものについては、実数を指数と同様の方法（ギャップ修正と同様の方法）で修正した修正実数から計算した。

## (4) 労働異動率の作成

次の式を用いて、四捨五入して小数点以下第2位まで算出した。

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{調査期間中の増加(減少)常用労働者数}}{\text{前調査期間末常用労働者数}} \times 100$$

年平均値は、12か月単純平均して作成した。

なお、労働異動率及びその増減差は、過去に遡って改訂していない。

## 4 指数の改訂

指数は、①基準年の変更に伴う改訂（以下「基準時更新」という）、②規模 30 人以上事業所（以下「第一種事業所」という）の抽出替えによる改訂、という 2 つの事由で過去に遡って改訂する。

### ① 基準時更新

基準時更新とは、指数の基準年を西暦年の末尾が 0 又は 5 の付く年に変更する改訂のことをいい、5 年ごとに行うものである（昭和 56 年 3 月 20 日統計審議会答申に基づく）。この基準時更新では、作成している指数の全期間にわたって改訂を行う。

### ② 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

毎月勤労統計調査では、定期的に、第一種事業所の抽出替え（調査対象事業所の入れ替え）を行っている。しかし、旧調査結果（旧調査対象事業所の調査票をもとに作成したもの）と新調査結果（新調査対象事業所の調査票をもとに作成したもの）との間に数値の段差（ギャップ）が生じるため、時系列比較をするにはこの段差（ギャップ）を調整する必要がある。この調整を、ギャップ修正と呼び、原則として第一種事業所の抽出替えに併せて実施している。ただし、パートタイム労働者比率・入職率・離職率及び実数については、ギャップ修正を行っていない。

平成 24 年 1 月分調査において第一種事業所の抽出替えを行ったため、平成 21 年 2 月分以降の賃金指数及び労働時間指数並びにそれらの増減率、平成 18 年 10 月分以降の常用雇用指数及び増減率を改訂した。併せて、平成 22 年平均＝100 となるように、すべての指数を過去に遡って改訂した。

このときのギャップ修正及び基準時更新の方法は、次のとおりである。

#### (1) 賃金指数及び労働時間指数のギャップ修正（30 人以上、5 人以上共通）

賃金指数及び労働時間指数については、新・旧調査結果間のギャップが、前回抽出替え月の翌月である平成 21 年 2 月分から 23 年 12 月分まで（35 か月間）の間に毎月累積したものとみなす。

$$G \text{ (ギャップ率)} = \frac{\text{平成 24 年 1 月分の新調査結果 (以下新集計という)}}{\text{平成 24 年 1 月分の旧調査結果 (以下旧集計という)}}$$

上の式よりギャップ率を求め、各指数を次式により修正する。

$$I'_{n} = I_{n} \left\{ 1 + (G - 1) \times \frac{n}{36} \right\}$$

$I'_{n}$  : 各月の修正後指数

$I_{n}$  : 各月の修正前指数

36 : 平成 21 年 1 月から平成 23 年 12 月までの月数

$n$  : 平成 21 年 2 月から当該月までの月数

(平成 21 年 2 月は  $n = 1$  , 平成 23 年 12 月は  $n = 35$ )

注) 賃金指数については、いずれの指数についてもきまって支給する給与のギャップ率を用いる。

実質賃金指数については、指数を次式に基づき改訂する。

$$R_{17} = \frac{W}{C_{17}} \times 100$$

$R_{17}$  : 実質賃金指数 (平成 17 年基準)

$W$  : 名目賃金指数 (平成 17 年基準, ギャップ修正済み)

$C_{17}$  : 消費者物価指数 (平成 17 年基準, 持家の帰属家賃を除く総合)

## (2) 常用雇用指数のギャップ修正

### ① 常用雇用指数 (就業形態計)

常用雇用指数については、経済センサス基礎調査の常用雇用者数をベンチマークとみなし、経済センサス基礎調査の常用雇用者数と毎月勤労統計調査の推計常用労働者数が一致するようにギャップ修正を行う。

まず、「平成 21 年経済センサス基礎調査の常用雇用者数」と「毎月勤労統計調査 21 年 7 月分の前調査期間末常用労働者数」から、産業別・事業所規模別ごとに補正比を算出する。

$$\text{補正比} = \frac{\text{平成 21 年経済センサス基礎調査の常用雇用者数}}{\text{毎勤 21 年 7 月調査の前調査期間末推計労働者数}}$$

次に、産業別・事業所規模別ごとに、旧集計で算出した「平成 23 年 12 月分の本調査期間末常用労働者数」に、上記で求めた補正比を乗じ、それぞれの結果 (小数点以下第一位を四捨五入して整理した値) を合計したものを、「平成 24 年 1 月分の新集計で使用する 12 月末母集団労働者」とする。

「平成 24 年 1 月分の新集計で使用する 12 月末母集団労働者」及び「平成 24 年 1 月分の新集計で使用する 12 月末母集団労働者」から、以下の式によりギャップ率を求める。

$$G_1 (\text{ギャップ率}) = \frac{\text{平成 24 年 1 月分の新集計で使用する 12 月末母集団労働者}}{\text{平成 24 年 1 月分の旧集計で使用する 12 月末母集団労働者}}$$

ベンチマークを平成 18 年事業所・企業統計調査 (平成 18 年 10 月 1 日現在) から平成 21 年経済センサス基礎調査 (平成 21 年 7 月 1 日現在) に変更したため、次の式により、平成 18 年 10 月分から平成 23 年 12 月分まで (63 か月間) 修正を行う。

まず平成 18 年 10 月から平成 21 年 6 月までの指数を次の式に基づき修正する。

$$I'_{n} = I_{n} \times \left\{ 1 + (G_1 - 1) \times \frac{n}{33} \right\}$$

$I'_{n}$  : 各月の修正後指数

$I_{n}$  : 各月の修正前指数

33 : 平成 18 年 10 月から平成 21 年 6 月までの月数

$n$  : 平成 18 年 10 月から当該月までの月数

(平成 18 年 10 月は  $n = 1$ , 平成 21 年 6 月は  $n = 33$ )

また、平成 21 年 7 月から平成 23 年 12 月までの指数を次の式に基づき修正する。

$$I'_{n} = I_{n} \times G_1$$

② 常用雇用指数（就業形態別）

一般・パートタイム労働者別常用雇用指数は、基本的には①の常用雇用指数（就業形態系）のギャップ修正の考え方と同様であるが、修正後指数のうち、平成21年1月から平成23年12月までの指数を修正する。

まず、次の式によりギャップ率を求める。

（※以下は一般労働者の例を示す。パートタイム労働者も同様。）

$$G_2 \text{ (ギャップ率)} = \frac{\text{平成24年1月分新調査結果の前月末一般労働者数}}{\text{修正後指数から逆算された平成23年12月分本月末一般労働者数}}$$

これを用いて、次の式により再修正後指数を作成する。

$$I' ' n = I' n \times \left\{ 1 + (G_2 - 1) \times \frac{n}{36} \right\}$$

$I' ' n$  : 各月の再修正後指数

$I' n$  : 各月の修正後指数

36 : 平成21年1月から平成23年12月までの月数

$n$  : 平成21年1月から当該月までの月数

(平成21年1月は $n = 1$ 、平成23年12月は $n = 36$ )

(3) 指数の基準時更新

平成23年12月までのすべての指数(平成17年基準)を平成22年平均=100となるように、次式により改訂する。

$$\text{平成22年基準} = \text{上記(1)(2)で修正した指数} \times \frac{\text{平成22年の指数のある月数の和} \times 100}{\text{平成22年各月のギャップ修正された指数の合計}}$$

実質賃金指数については、平成23年12月までの指数を次式により改訂する。

$$R_{22} = \frac{W}{C_{22}} \times 100$$

$R_{22}$  : 実質賃金指数（平成22年基準）

$W$  : 名目賃金指数（平成22年基準，ギャップ修正済み）

$C_{22}$  : 消費者物価指数（平成22年基準，持家の帰属家賃を除く総合）

## 5 特別調査の集計方法

### (1) 常用労働者数の算定

$$\hat{R}_1 = \sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}$$

$h=1 \dots, L$ : 層

$M_h$ : 第  $h$  層の母集団調査区数

$$M = \sum_{h=1}^L M_h$$

$m_h$ : 第  $h$  層の標本調査区数

$n_{hi}$ : 第  $h$  層の第  $i$  調査区内の事業所数

$X_{hij}$ : 第  $h$  層第  $i$  調査区内第  $j$  事業所の特定集計区分に該当する労働者数

### (2) 賃金、労働時間等の算定

(例) きまって支給する現金給与額の推計値の算出

年齢、勤続年数、出勤日数、実労働時間数及び過去1年間特別に支払われた現金給与額についても同様の方法で求める。

$$\hat{R}_2 = \frac{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} \sum_{k=1}^{f_{hij}} Y_{hijk}}{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}} = \frac{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} t_{y_{hi}}}{\sum_{h=1}^L \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} t_{x_{hi}}}$$

$f_{hij}$ : 第  $h$  層第  $i$  調査区内第  $j$  事業所の特定の集計区分に該当する労働者数

$Y_{hijk}$ : 第  $h$  層第  $i$  調査区内第  $j$  事業所の特定の集計区分に該当する

第  $k$  労働者のきまって支給する現金給与額

$$t_{y_{hi}} = \sum_{i=1}^{n_{hi}} \sum_{k=1}^{f_{hij}} Y_{hijk}$$

第  $h$  層第  $i$  調査区における特定の集計区分に該当する労働者のきまって支給する現金給与額の総和

$$t_{x_{hi}} = \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}$$

第  $h$  層第  $i$  調査区における特定の集計区分に該当する労働者数

## 6 用語の解説

### (1) 現金給与額

#### ① 現金給与総額

給与から所得税，社会保険料，組合費，購買代金等を差し引く前の総額でのことであり，「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額

#### ② きまって支給する給与（定期給与）

基本給や家族手当・時間外手当など，労働協約・就業規則などによってあらかじめ定められた算定方法によって支給される給与のうち，「特別に支払われた給与（特別給与）」以外のもの

#### ③ 所定内給与

きまって支給する給与のうち，「所定外給与（超過労働給与）」以外のもの

#### ④ 所定外給与（超過労働給与）

時間外手当や早朝出勤手当・休日出勤手当・深夜手当など，所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や休日・深夜労働に対して支給される給与

#### ⑤ 特別に支払われた給与（特別給与）

次のア～エに該当するもの

ア 賞与（ボーナス）

イ ベースアップが行われた場合の差額追給分

ウ 6か月ごとに支給される通勤手当など，3か月を超える期間ごとに支払われる給与

エ 臨時に支払われた現金給与

一時的突発事由に基づいて支払われたもの，あるいは，結婚手当など，支給条件はあらかじめ確定しているが，支給事由の発生が不確定かつ極めてまれなもの

### (2) 実労働時間

#### ① 総実労働時間

「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計

#### ② 所定内労働時間

事業所の就業規則で定められている正規の始業時刻から終業時刻までの間の実労働時間数

#### ③ 所定外労働時間

早出，残業，臨時の呼出，休日出勤等の実労働時間数

#### ④ 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数のことで，午前0時から24時までの間に1時間でも就業すれば出勤日数として計上

### (3) 常用労働者

#### ① 常用労働者

期間を定めず，又は1か月を超える期間を定めて雇われている者，あるいは，日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち，前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者

#### ② パートタイム労働者

常用労働者のうち，1日の労働時間又は1週の労働日数が一般の労働者よりも短い者

#### ③ 一般労働者

常用労働者のうち，「パートタイム労働者」以外の者